

物納など直接賃料のやり取りを選択した場合の記入例

携帯電話番号を記入願います
携帯電話が無い方は固定電話で構いません

署名の場合は、フルネームとします。
なお、氏名欄に署名された場合は空白で構いません

☐ 機構を経由し賃料のやり取りを行う場合

☒ 物納など、出し手と受け手とで直接賃料のやり取りを行う場合

1 権利の設定関係

農用地利用集積等促進計画（兼申出書）

整理 番号 (受出)	利用権の設定をする者（出し手）				農地中間管理機構		利用権の設定を受ける者（受け手）			
	〒 000 - 0011		Tel(携帯) 090 - 0000 - 1111		〒 810-0001 豊前市中央区天神4-10-12		〒 000 - 0033		Tel(携帯) 090 - 0000 - 9999	
	住所 豊前市大字XXX300		フリガナ フゼンイチロウ		住所 豊前市大字XXX500		フリガナ カグラジロウ			
	氏名・名称 豊前一郎		[同意印又は署名] ㊟または 豊前太郎		氏名・名称 神楽二郎		[同意印又は署名] ㊟または 神楽二郎			
/	e-mail buz-en-i@000000.jp		電話番号 :092-716-8355		e-mail kagura-j00@000000.jp					

2 権利を設定する農用地の明細

メールアドレスがある方は記入願います

利用権を設定する土地								設定する利用権の内容				備考	端賃 数処 理料	
番号	市町村〔 豊前市 〕			区分	現況 地目	面積(㎡)		始期 終期	存続 期間	権利の種類	賃料(円)			
	大字	字	地番			台帳	取扱				10a当たり			年額
1	〇〇		100		田		800	R 7年 6月 1日 R 17年 5月 31日	10	☒ 金納 ☒ 物納 ☐ 使用貸借		米50kg		
2	〇〇		700		田		1,300	R 7年 6月 1日 R 17年 5月 31日	10	☒ 金納 ☒ 物納 ☐ 使用貸借	反当り米60kg			
3	〇〇		800-1	裏	田		1,000	R 7年 6月 1日 R 17年 5月 31日	10	☒ 金納 ☒ 物納 ☐ 使用貸借	10,000円			
4	〇〇		900	A	畑		2,000	R 7年 6月 1日 R 17年 5月 31日	10	☒ 金納 ☒ 物納 ☐ 使用貸借				
5	表作の場合は「表」、裏作の場合は「裏」と記載													
6	取扱面積と同じ場合は記入しなくて結構です													
7	一筆を複数に分けて権利設定する場合は、「A」「B」の順で記載													
8	記入は不要です													
取扱面積の合計 4,300 ㎡														
賃料(年額)の合計 円														
確認欄 (出し手) ☐ 通帳(写)、 ☐ 同意書、 ☐ 系図、 ☐ ()、 ☐ () (受け手) ☐ 通帳(写)、 ☐ 振替依頼書、 ☐ ()														

表作の場合は「表」、裏作の場合は「裏」と記載

一筆を複数に分けて権利設定する場合は、「A」「B」の順で記載

取扱面積と同じ場合は記入しなくて結構です

記入は不要です

存続期間は、貸借期間中(始期～終期)における賃料の徴収・支払回数を基に記載

相対契約で行っていた記入方法を準用して結構です

- 《 留意事項 》
- 1) 所有地と代表者農地が有る場合で受け手が同一者であれば、1つの促進計画となります。
 - 2) 10 a 当たり賃料は、土地代のみを記載
 - 3) ハウスが設置されている土地の場合でも、土地代のみが賃料の対象

物納及び直接賃料をやり取りする場合は記入不要

機構を経由し賃料のやり取りを行う場合	賃料の徴収: 毎年12月15日に指定口座から引落します。なお、15日が土日祝日の場合は、その翌営業日が振替日となります。 賃料の支払: 毎年12月25日に指定口座に振込みます。なお、25日が土日祝日の場合は、その前営業日が振込日となります。
物納など、出し手と受け手とで直接賃料のやり取りを行う場合	賃料の支払い方法(支払い時期・方法等)については、出し手と受け手が協議の上、受け手が出し手に直接支払います。 また、賃料の受け渡しに関するトラブルが発生した場合は、両者の責任において解決致します。

機構を経由し賃料のやり取りを行う場合の記入例

携帯電話番号を記入願います
携帯電話が無い方は固定電話で構いません

署名の場合は、フルネームとします。
なお、氏名欄に署名された場合は空白で構いません

☒ 機構を経由し賃料のやり取りを行う場合
☐ 物納など、出し手と受け手とで直接賃料のやり取りを行う場合

1 権利の設定関係

農用地利用集積等促進計画（兼申出書）

整理 番号 (受出)	利用権の設定をする者（出し手）			農地中間管理機構		利用権の設定を受ける者（受け手）		
	〒 000 - 0011 Tel(携帯) 080 - 0000 - 5555			〒 810-0001 福岡市中央区天神4-10-12		〒 000 - 0033 Tel(携帯) 090 - 0000 - 8888		
	住所 豊前市大字XXX 200			住所 豊前市大字XXX 700		住所 豊前市大字XXX 700		
	フリガナ ブゼンタロウ [同意印又は署名]			フリガナ ホジノミヤイキウケン〇〇 [同意印又は署名]		フリガナ ホジノミヤイキウケン〇〇		
項	氏名・名称 豊前太郎			名称 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構		氏名・名称 農事組合法人〇〇		
	e-mail buzen-t@〇〇〇〇〇.com			電話番号 :092-716-8355		e-mail hojin〇〇@〇〇〇〇〇.jp		
			印または 豊前太郎			印または 農事組合法人〇〇 代表理事 豊前一郎		

2 権利を設定する農用地の明細

メールアドレスがある方は記入願います

機構を経由する場合は、物納は出来ません

利用権を設定する土地						設定する利用権の内容					備考	端賃 数処 理料		
番号	市町村〔 豊前市 〕			区分	現況 地目	面積(㎡)		始期 終期	存続 期間	権利の種類			賃料(円)	
	大字	字	地番			台帳	取扱						10a当たり	年額
1	〇〇		100	裏 A	田		900	R 7 年 6 月 1 日 R 17 年 5 月 31 日	10	☒ 金納 ☐ 物納 ☐ 使用貸借	10,000	9,000		〇
2	〇〇		200		畑		525	R 7 年 6 月 1 日 R 17 年 5 月 31 日	10	☒ 金納 ☐ 物納 ☐ 使用貸借	7,500	3,940		
3	〇〇		300-1		田	2,000	1,500	R 7 年 6 月 1 日 R 17 年 5 月 31 日	10	☒ 金納 ☐ 物納 ☐ 使用貸借	10,000	15,000		
4	〇〇		400		田		1,000	R 7 年 6 月 1 日 R 17 年 5 月 31 日	10	☒ 金納 ☐ 物納 ☐ 使用貸借				
5	表作の場合は「表」、裏作 の場合は「裏」と記載									☐ 金納 ☐ 物納 ☐ 使用貸借	一筆毎に10a当たりの 単価と年額を記載			賃料(年額)の端数処理を 行った場合は「〇」
6	一筆を複数に分けて権利設 定する場合は、「A」「B」 の順で記載									☐ 金納 ☐ 物納 ☐ 使用貸借				
7										☐ 金納 ☐ 物納 ☐ 使用貸借				
8										☐ 金納 ☐ 物納 ☐ 使用貸借				
取扱面積 の合計 3,925 ㎡						賃料(年額) の合計 27,940 円		確認欄		(出し手) ☐ 通帳(写)、 ☐ 同意書、 ☐ 系図、 ☐ ()、 ☐ ()			(受け手) ☐ 通帳(写)、 ☐ 振替依頼書、 ☐ ()	

取扱面積と
同じ場合
です

存続期間は、貸借期間中
(始期～終期)における賃料
の徴収・支払回数を基に記載

《 留意事項 》

- 1) 所有地と代表者農地が有る場合で受け手が同一者であれば、1つの促進計画となります。
- 2) 10 a 当たり賃料は、土地代のみを記載
- 3) ハウスが設置されている土地の場合でも、土地代のみが賃料の対象

賃料(年額)の端
数処理を
行った場合は「〇」

機構を経由し賃料のやり取りを行う場合

賃料の徴収: 毎年12月15日に指定口座から引落します。なお、15日が土日祝日の場合は、その翌営業日が振替日となります。
賃料の支払: 毎年12月25日に指定口座に振込みます。なお、25日が土日祝日の場合は、その前営業日が振込日となります。

物納など、出し手と受け手とで直接賃料のやり取りを行う場合

賃料の支払い方法(支払い時期・方法等)については、出し手と受け手が協議の上、受け手が出し手に直接支払います。
また、賃料の受け渡しに関するトラブルが発生した場合は、両者の責任において解決致します。